

正規雇用者と勤務時間管理の関係

山下 周平

論文要旨

本稿は、日本の構造的労働問題である「長時間労働」を制度論の観点から論じる。1988年に、長時間就業是正のために、労働基準法が改正され、週法定労働時間が40時間に短縮する方針が決定され、併せて、労働者が柔軟に労働時間を決定できるよう支援する「弾力的労働時間制度」が導入された。しかし、こうした制度導入以後、労働者全体の労働時間は減少した一方で、正規雇用者の労働時間は、依然として長い状態にある。それでは、「弾力的労働時間制度」は、労働者の自発的労働時間決定に貢献しなかったのだろうか。

そこで、本稿では、「弾力的労働時間制度」と労働時間の関係を、「日本家計パネル調査」を用いて統計的に分析する。分析の結果、「弾力的労働時間制度」の内、一部の制度適用者は、一日の内で労働時間を柔軟に決定できる別の制度を利用する確率が高く、労働時間の決定を比較的柔軟に行える環境にあることがわかった。一方で、そうした労働者の労働時間が、通常の勤務時間制度の下で働く労働者よりも長いことが示唆された。先行研究で指摘されたように、労働時間の裁量を与えられたとしても、「仕事量」に関する裁量を使用者がもっている場合、労働者は自発的な労働時間選択を行えないことが、改めて示唆された。